

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年5月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800406号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900007号

第1 結論

昭和62年1月から同年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年1月から同年3月まで

請求期間について、国民年金保険料を納付したにもかかわらず未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は、3か月と短期間である上、請求者は、国民年金加入期間について、請求期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金被保険者資格に係るオンライン記録の入力処理年月日(昭和61年2月18日)から、請求者が請求期間当時居住していたA市において、昭和61年2月頃に行われたと推認できるところ、昭和61年4月から同年6月までの国民年金保険料は同年4月に、同年7月から同年9月までの国民年金保険料は同年10月に、同年10月から同年12月までの国民年金保険料は昭和62年1月に納付されていることがオンライン記録により確認できる。

上記のとおり、請求期間が属する昭和61年度の請求期間直前の昭和61年4月から同年12月までの国民年金保険料は、A市から発行された現年度保険料の納付書により3か月分ずつ納期限内に適切に納付されていることから、請求期間の保険料についても納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求期間について、国民年金保険料が納付できなかった特段の事情が見当たらないことから、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800421号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900008号

第1 結論

昭和61年12月及び平成2年1月から同年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和61年12月

② 平成2年1月から同年7月まで

私は、昭和61年12月に市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料も請求期間当時に市役所で納付した。

保険料を納付した際には、保険料額がタイプされた白い紙に、手書きで領収書と書かれ、担当者印が押された領収書を渡された。

国民年金保険料を納付したにも関わらず、請求期間①及び②の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、請求者に係る国民年金被保険者資格のオンライン記録の入力処理年月日(平成5年10月26日)により、平成5年10月頃に行われたことが推認できることから、昭和61年12月に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない上、当該加入手続時点では、請求期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、請求者が、これまで交付されたのは1冊であるとして保有している年金手帳には、上記加入手続時に払い出された請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が記載されており、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、別の国民年金番号を確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。